

平成 2 9 年 1 1 月 議会月例報告会

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日
町 民 生 活 課

□ 報告事項名

台風による海岸漂着物処分について

□ 町内海岸の台風による漂着物処分の今後の予定

鳥取県中部総合事務所が台風 1 8 号、2 1 号による漂着物の処分を実施するにあたっての今後の予定です。

入 札 日 平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日（木）

工 期 平成 2 9 年 1 1 月末頃から平成 3 0 年 1 月 3 1 日

業 者 指名競争入札（町内業者）
町内海岸は町内業者が収集運搬を行う

□ 台風による漂着物の写真

加勢蛇川河口西側	別所川河口東側（ポート赤碕北側）
	
台風 1 8 号による漂着物 主にヨシ等の草類、流木（撮影日：9/19）	台風 2 1 号による漂着物 主に海草、流木、ペットボトル（撮影日：10/27）

平成 2 9 年 1 1 月 議会月例報告会

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日
町 民 生 活 課

□平成 30・31 年度後期高齢者医療保険料率算定の考え方について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計額となり、保険料率は 2 年ごとに見直しが行われている。

詳細は平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日（木）開催の後期高齢者医療担当課長会資料の通り。

	均等割額	所得割額
平成 20・21 年度	41, 592 円	7. 75%
平成 22・23 年度	40, 773 円	7. 71%
平成 24・25 年度	40, 773 円	7. 71%
平成 26・27 年度	42, 480 円	8. 07%
平成 28・29 年度	42, 480 円	8. 07%
平成 30・31 年度（試算）	47, 239 円	9. 09%

平成 30・31 年度後期高齢者医療保険料率算定の考え方について

鳥取県後期高齢者医療広域連合

1 制度の概要

後期高齢者医療制度においては、医療給付費の約 1 割を被保険者の保険料で負担するものとされている。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分（所得割）と、受益に応じて等しく賦課される応益分（均等割）から構成され、広域連合内均一保険料率とし、個人単位で賦課される。

この保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね 2 年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2 年ごとに見直しを行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条）

2 医療給付の状況

鳥取県の後期高齢者医療における医療給付状況（一部負担金を除く）は、平成 28 年度で被保険者数 90,591 人、後期高齢者医療給付費は 755 億 9,361 万円で、一人当たりの医療費は 834,449 円（平成 27 年度 842,975 円）となっている。

3 保険料率算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出するものとされている。ただし、算定に用いる被保険者人口推計、後期高齢者医療に係る費用の見込額及び予定保険料収納率は、それぞれの広域連合において定めることとされている。

4 鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料率の試算

（1）保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

① 被保険者人口推計

被保険者人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口」が示す数値により算出する。

（平成 28 年度被保険者人口	90,591 人）
（平成 29 年度被保険者人口	91,187 人）
平成 30 年度被保険者人口	92,091 人
平成 31 年度被保険者人口	92,850 人

② 後期高齢者医療に係る費用の見込額

医療給付費の伸び率の見込みについては、広域連合で独自に計算した伸び率（過去 5 年間の鳥取県の医療給付実績から示す伸び率）により推計を行う。平成 30・31 年度医療給付費伸び率は、平成 28 年度対比で平成 30 年度 4.

50%、平成31年度6.73%として医療給付費を推計した。

【医療給付費総額】

平成30・31年度見込み 159,681,882,949円

③ 予定保険料収納率

平成30年度・31年度試算における予定収納率は、平成28年度実績の収納率が99.54%であったことから、次の予定保険料収納率を用いる。

予定保険料収納率 99.54%

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額の算出は、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方を、法律施行令等で定める基準の算出方法に用いて算出する。

賦課総額 14,807,380,600円

(3) 保険料構成比

○鳥取県の所得係数は0.7068で、構成比は次のとおりとなる。

応益保険料（均等割） 59%

応能保険料（所得割） 41%

(4) 保険料率の試算

(1)～(3)の数値等に基づき試算した結果、現行よりも保険料が上昇する結果となりました。

【現行】 平成28・29年度	応益割（均等割）額	応能割（所得割）率	1人あたり保険料額 【軽減前】
	42,480円	8.07%	72,104円
【試算後】 平成30・31年度	応益割（均等割）額	応能割（所得割）率	1人あたり保険料額 【軽減前】
	47,239円 (現行比+11.20%)	9.09% (現行比+12.64%)	80,065円 (現行比+11.06%)

5 今後の予定

国が後期高齢者負担率や診療報酬改定率等の数値を今後提示します。それに基づき第2回の試算を行います。

鳥取県広域連合においても、試算時点での最新数値で再度試算し、最終的な保険料率改定案を決定していくこととなります。

料率改定案は、平成30年2月の広域連合議会で審議が行われ、議決をもって成立となります。